

**酪農経営支援総合対策事業**  
**(乳用牛改良増殖推進事業：優良乳用牛導入支援対策)**  
**留意事項**

令和3年5月

**【令和3年度のポイント】**

- 1 導入した優良乳用牛に疾病等の事案が生じたときは、財産処分申請書の提出が必要です。この場合、申請者の押印を不要としました。(ただし、申請者の都合(組織の文書規程など)で、従来どおり押印した文書で事務処理をしても、差し支えありません。)
- 2 運営状況報告書の提出が必要です。

1 新規導入の終了

令和元年度までで本事業への参加募集は終了となりました。

しかし、これまでに事業に参加した生産者集団等は、2～4の報告等を継続していただく必要があります。

2 財産処分承認申請

生産者集団等は、優良乳用牛を導入した後に当該牛を廃用する場合は、原則として、廃用前に財産処分申請書を作成し、改良事業団へ提出してください。

※乳用牛の処分制限期間は4年間です。

3 運営状況の報告

生産者集団等は、優良乳用牛を導入した年度の翌年度から4年間は、別紙様式第5号の運営状況報告書を作成し、改良事業団へ提出してください。

提出期日：毎年度5月末日(原本必着)

4 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 優良乳用牛の導入にかかる補助金対象の牛は、消費税が明確なものとしてください。補助金を消費税に充てることはできません。

仮に、交付申請及び実績報告の補助金額を税込の額とした場合、別紙様式第6号による報告と補助金の返還が必要になります。

(2) 提出期日：令和元年度事業：令和3年5月末日(原本必着)

